

袴田事件第2次再審請求の再審開始決定に対する 即時抗告の棄却を求める要請書

2014年 月 日

東京高等裁判所 第8刑事部

裁判長 大島 隆 明 殿

2014年3月27日、袴田事件第2次再審請求について静岡地方裁判所の村山浩昭裁判長・大村陽一裁判官・満田智彦裁判官は、袴田巖さんの再審開始と死刑の執行停止を決定し、さらには拘置の執行をも停止するという歴史的な決定を出し、袴田さんは48年ぶりに自由の身となりました。

裁判所は、袴田さんを有罪とする決定的証拠とされた「5点の衣類」や、その他確定判決が有罪認定に採用した重要な証拠が、捜査機関によって捏造された疑いがあると認定し、これ以上袴田さんを拘置し続けるのは「耐え難いほど正義に反する」と述べて、証拠を捏造した警察や、証拠を隠し続けてきた検察を厳しく批判しました。

にもかかわらず検察は、袴田さんを支援する世界中の人々や報道機関から挙がった「即時抗告を断念せよ」との声を無視し、証拠の捏造事実から明らかなおと、単に結論を引き延ばし、なおも袴田さんの人生を平然と弄ぶ傲慢さで、裁判所の決定は「到底承服できない」として同月31日、東京高裁に即時抗告しました。

しかし、そもそも「無辜の不処罰」という刑事裁判の目的や再審制度の意義に照らせば、検察官による上訴は禁止されるべきで、国際的にもそれが常識となっています。たとえそれが法的に認められているとしても、権利行使は例外的・限定的でなければならず、今回の即時抗告は上訴権の濫用以外の何物でもありません。検察自ら取り下げるべきですが、仮に取り下げない場合には、貴裁判所が速やかに棄却することを強く要請します。

氏 名	住 所

【署名集約団体】 袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会

構成団体：日本国民救援会／日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会／袴田巖さんの再審を求める会／袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会／袴田巖さんを救援する静岡県民の会／浜松・袴田巖さんを救う市民の会／無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会

【送り先・問合せ】 日本国民救援会静岡県本部

〒420-0037 静岡市葵区人宿町2-2-2 TEL：054-255-0134

【取扱団体】

日本国民救援会 本部 〒